

コーポレート・ガバナンス

三菱地所グループでは、透明性の高い経営を行うことによって、ステークホルダーの信頼を獲得することをめざしています。

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

三菱地所グループは、「住み、働き、憩う方々に満足いただける地球環境にも配慮した魅力あふれる街づくりを通じて、真に価値ある社会の実現に貢献」するという基本使命の実現に向けて、コーポレート・ガバナンス体制を整えています。そのためには企業としての成長と、さまざまなステークホルダーとの共生を、高度にバランスをとって実現させるべきものと認識しています。

透明性の高いコーポレート・ガバナンスの体制をめざして

三菱地所(株)では、監査役制度を維持しながら執行役員制度を導入するなど、経営・監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にし、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制づくりを進めています。また、取締役会の経営・監督機能の強化の視点から4名の社外取締役(任期1年)、3名の社外監査役(任期4年)を選出しています。上記7名を(株)東京証券取引所他の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所他に届け出しています。

経営意思決定の仕組み

三菱地所グループでは、グループ全体の経営戦略に関する議論を行う場として、社内取締役、専務以上の執行役員のいずれかに該当する者および社長の指名する者にて構成される「経営戦略委員会」を設置しています。2014年度は8回開催しました。

また、グループの重要な業務執行に関する審議を行う機関として、会長、社長以下、各事業グループなどの担当役員、常勤監査役および社長の指名する者で構成される「経営会議」を設置しています。原則として毎週1回の頻度で開催し、2014年度は51回開催しました。この「経営会議」の下部組織として「投資委員会」を設置しており、特に重要な投資案件を「経営会議」で審議する前に論点などを整理することによって「経営会議」における議論・経営判断の高度化を図る役割を担っています。

 三菱地所グループのコーポレート・ガバナンス体制図はWEBで紹介しています。
<http://www.mec.co.jp/j/csr/governance/index.html>

役員の報酬決定に関する方針

三菱地所(株)の役員報酬は、業績連動型報酬制度と株式報

取締役を支払った報酬	651百万円 (うち社外取締役40百万円)
監査役に支払った報酬	88百万円 (うち社外監査役53百万円)

(※) 上記には、2014年6月27日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名の報酬を含んでいます。

酬型ストックオプション制度を採用しています。社外取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみとしています。監査役については、監査役の協議に基づき、常勤・非常勤の役割に応じた固定報酬のみとしています。

内部統制の強化

三菱地所グループでは、「会社法」の定めにより、取締役会で決議された、「内部統制システムの基本方針」の趣旨に沿って業務が行われているかを、取締役会にて定期的に確認し、問題点があれば、改善を実施しています。

また「金融商品取引法」により2008年4月以降上場企業に適用された「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応し、グループ全体の内部統制の整備、運用、評価を行い、2015年3月31日時点においてグループの財務報告に関わる内部統制は有効と判断する「内部統制報告書」を6月26日に関東財務局宛に提出しました。この報告書は、監査法人より、適正に表示しているとの内部統制監査を受けています。

また、グループ内の3社(※)において、金融商品取引業者としての体制を整備、運用するとともに、三菱地所(株)の関係部署においても同法に関連したコンプライアンス上の問題に対応するために内部管理体制を強化しています。

(※) 三菱地所投資顧問(株)(不動産投資・運用事業)、ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株)(不動産投資・運用事業)、三菱地所リアルエステートサービス(株)(不動産仲介・賃貸事業など)

経営監視の仕組み

三菱地所(株)での業務執行の監督・監査は、取締役会、監査役会が行っています。取締役会は毎月1回の定例開催のほか、必要に応じて臨時に開催し、重要な業務執行や法定事項に関する決定を行うとともに、業務執行を監督しています。また、監査役監査は、各監査役による取締役会への出席、常勤監査役による経営会議への出席、各部署・グループ会社の業務執行状況監査などによって行われており、「監査役室」の設置により監査役監査の充実を図っています。

内部監査機能強化を目的として、「内部監査室」を社長直轄の組織として設置しており、その公正性、独立性を明確にしています。リスクベースで策定された監査計画(グループ会社も対象に含む)に従って内部監査を行い、内部統制が適切に整備・運用されていることを確認しています。監査結果についてはすべて社長に報告するとともに、常勤監査役と共有し、取締役会に概要を報告しています。

また、監査後のフォローアップを重視し、内部監査の結果抽出された問題点が改善されていることを確認しています。